

WAM 子ども・子育て支援事業経営セミナー
－ 「こどもまんなか社会」の推進に向けた保育所・認定こども園の役割－

人口減少社会における 保育所・認定こども園に期待される役割

倉石哲也
武庫川女子大学

講義の柱

1. 人口減少社会と保育所等機能について
2. 保育における虐待防止

■ 1. 人口減少社会と保育所等機能について

○保育所の利用児童数のピークは令和7年となる見込み。

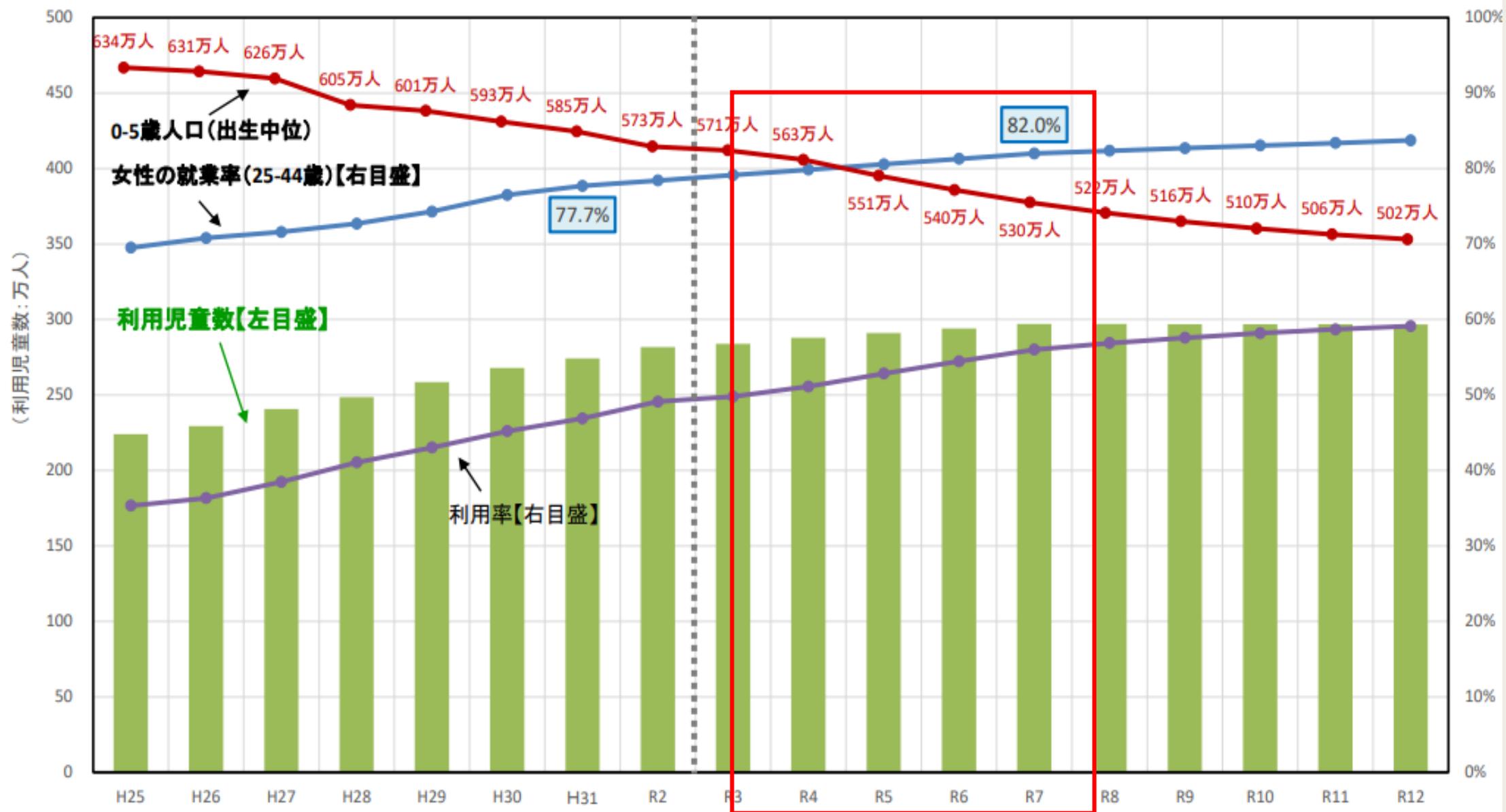


表2：保育所の利用児童数の今後の見込み 厚生労働省「これからの保育所・保育士の在り方に関する検討会」資料

政策の方向性

- これまでの国の保育政策は待機児童問題への対応が主軸。引き続き「新子育て安心プラン」等による保育需要への対策は実施。
- 今後の人口減少社会において、良質な保育を提供し続けることが大きな課題。国としても保育政策の大きな柱として位置付ける必要。
- 同時に、未就園児の養育家庭等への支援を地域の子育て資源が担っていく中で、特に0～2歳児への支援に強みを持つ保育所・保育士の役割を強化。

- 保育を必要とする家庭への保育を確実かつ質を伴う形で提供する体制を前提としつつ、個々の保育所の強み・体制等を踏まえた役割分担の下で、他の子育て支援機関等とも連携・協働した上で、多様な保育・子育て支援ニーズを地域全体で受け止める環境整備を行う。
- これを支える各保育所の体制について、保育士や保育士以外の子育て経験者等で役割分担しながら、他の関係機関と連携・協働していくため、各種事業等での支援や、給付や評価の在り方の見直し、そのための研修体系の構築など、総合的な取組を進めていく。

具体的な取組内容

□ 検討を速やかに開始すべきもの ■ 中長期的な課題

①人口減少地域等における保育所の在り方

- 各市区町村が各保育所等の状況を踏まえた役割分担を整理・明確化し、持続可能な保育提供体制づくりを計画的に行う
- 統廃合や規模の縮小、多機能化等の事例収集と展開
- 人口減少地域で有効活用が期待される制度（公私連携型保育所、社会福祉連携推進法人等）に関する制度周知と多機能化のための改修費支援
- 利用定員区分の適切な設定の周知と細分化等を含む公定価格の見直しの検討 等

②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

- 子育て負担を軽減する目的（LIFE・リフレッシュ目的）での一時預かり事業の利用促進や施設見学・ならし預かり等を経た事前登録制度の構築
- 保育所に通所していない児童を週1～2回程度預かるモデル事業やICT等を活用した急な預かりニーズへの対応
- 保育所と児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするための規制の見直し
- 一時預かり事業を通じた保護者への相談対応などの寄り添い型の支援の実施や、そのための職員研修の検討
- 医療的ケア児、障害児、外国籍の児童等対応に係る研修の検討・推進 等

③保育所・保育士による地域の子育て支援

- 保育所の地域支援を促進するための情報提供の義務化
- 地域の身近な相談先である「かかりつけ相談機関」を保育所が担うためのインセンティブ喚起
- 他機関と連携して効果的に地域支援を行う保育所等の実践例の収集・共有、保護者相談への対応手引きの作成
- 巡回支援事業等で保育経験者の活用による保育所の地域支援力向上
- 人口減少地域に対応した地域支援の在り方の検討（主任保育士専任加算の要件見直し等） 等

④保育士の確保・資質向上等

- 中高生への周知や保育技術の見える化等、保育士の魅力発信
- 各種研修の更なるオンライン化の推進
- 休憩とは別に、物理的に子どもと離れ各種業務を行う時間（ノンコンタクトタイム）の確保と、そのためのスペース確保の改修費支援
- 児童へのわいせつ行為で登録を取り消された者には、再登録の際、厳格な審査を求める等、教員と同等の保育士資格管理の厳格化
- 公的価格評価検討委員会での議論等を踏まえた更なる処遇改善
- へき地医療等も参考にした地域での保育士の定着支援の検討
- 自己評価、第三者評価の実態把握と改善策の検討 等

持続可能な保育所等（保育者）の役割

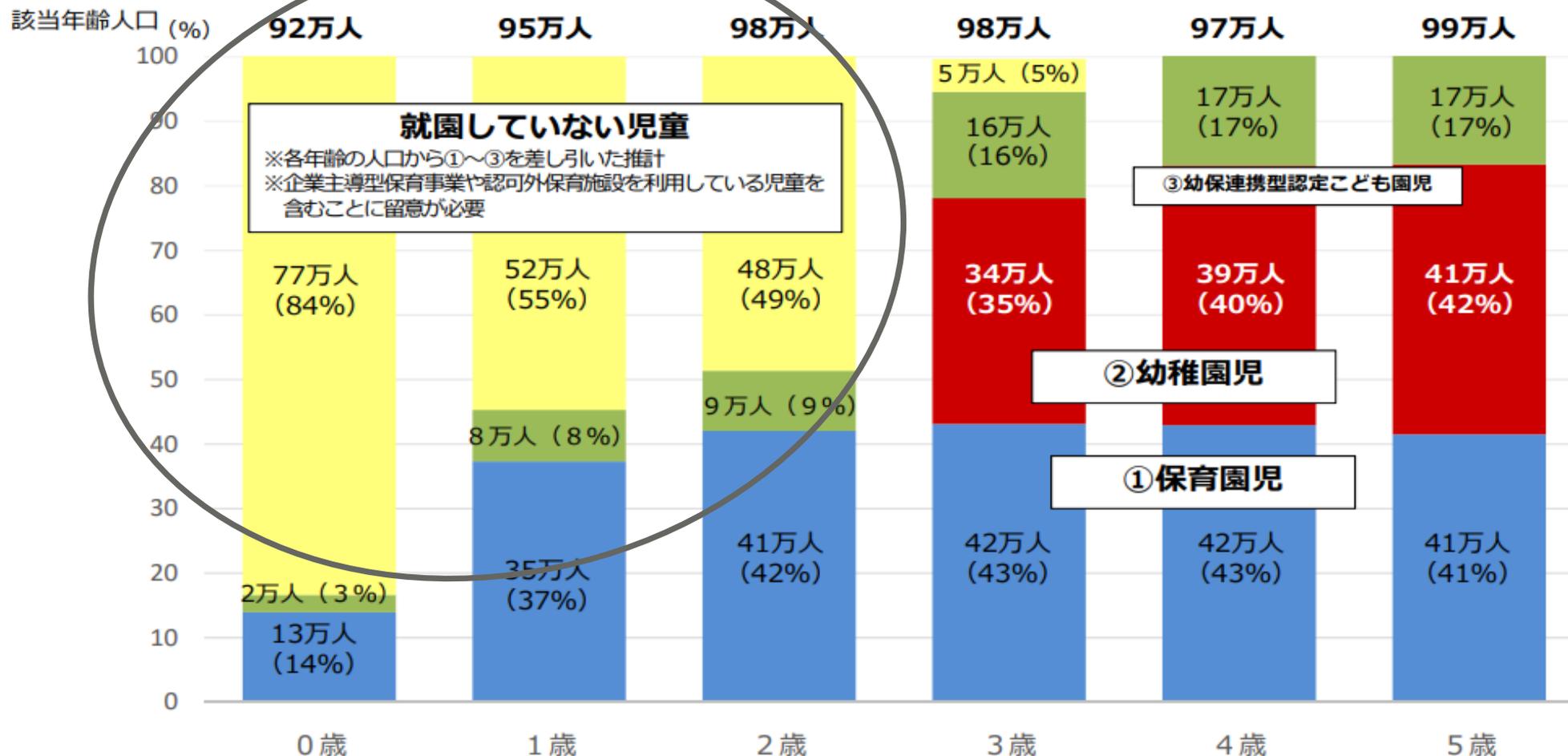
- 地域の子どもと家庭を支える保育所・保育者等の専門的役割
- 「保育の多機能化」について
- 多機能化の中で保育所・保育者等のビジョン
- 人口減少社会を迎え、保育所等・保育者の在り方とは？
 - － 保育需要減少地域での持続可能な保育所の体制

 **ダウンサイズ化、法人連携、共生型化**

全ての子育て家庭を支援の対象とする考え方

－保育の多機能化

保育園・幼稚園等の年齢別利用者数及び割合（令和元年度）



※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和元年10月1日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。

※幼保連携型認定こども園の数値は令和元年度「認定こども園に関する状況調査」（平成31年4月1日現在）より。

※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和元年度「学校基本調査」（確定値、令和元年5月1日現在）より。

※保育園の数値は令和元年の「待機児童数調査」（平成31年4月1日現在）より。なお、「保育園」には地方数量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成30年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。

※「就園していない児童」は、0～5歳それぞれについて、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。

※四捨五入及び各調査の時点の関係により、合計が合わない場合がある。

未就園児の実態

- 3歳未満児の未就園児は177万人（R元年）
- 同年代の保育所等利用児童の89万人の2倍近く
- 母親の不就労が保育を利用しない理由の一つ
- 経済的に困窮している（可処分所得が全世帯平均に及ばない）家庭で未就園は多い
- 母親は育児に専念すべきとの考えから就労せず、保育を利用しない家庭が一定数
- 所得の高い層よりも低い層で専業主婦率が高いとの指摘（周 2019）

未就園児の実態

- 経費（教材費、行事費、食費など）が負担で、家庭保育を選択するケースもある
- 低所得、多子、外国籍など社会的に不利な家庭で無園児（保育所、幼稚園等に無所属）が多い（可知 2022）
- 保育を利用しない家庭の中には、声を上げにくい背景が多様に存在している
- このように考えると家庭保育が必ずしも養育に適切ではないケースがある

1. 施策の目的

- 普段、保育所や幼稚園等を利用していない未就園児を、保育所等で定期的に預かることで、他児とともに過ごし遊ぶ経験を通じ、こどもたちの発達を促すだけでなく、育児疲れによる負担を抱える保護者に対する継続的な支援や、必要に応じて関係機関と連携した支援を行うことができる。ついては、定員に空きのある保育所等において、未就園児を定期的に預かり、利用促進の方法、利用の調整、要支援家庭等の確認方法や、保護者に対する関わり方などを具体的に検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証するモデル事業を実施する。

2. 施策の内容

【事業内容】

①定期的な預かり

- ・ 定員に空きのある保育所等において、地域の保育所等に通所していない未就園児に対して、継続して週1～2日程度の定期的な預かりを実施する。
- ・ 対象児童を養育する家庭に対して、本事業の**積極的な利用を促進する**。
- ・ 集団における子どもの育ちに着目した**支援計画を作成**し、適切な保育を行うとともに、**保護者に対しては、定期的な面談**などを実施し、継続的に支援する。
- ・ 要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有する。

②要支援家庭等対応強化加算

①に加え、保育所等において、要支援児童等の預かりを行う場合には、関係機関（市町村や要対協など）との連携の下、**情報共有や定期的な打ち合わせに基づいた支援計画（※）を作成**し、関係機関との協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行う。

（※）改正後の児童福祉法に基づくサポートプランと連携することを想定。



3. 実施主体等

【実施主体】市町村（※）（市町村が認めた者への委託可。） ※実施自治体を公募により選定

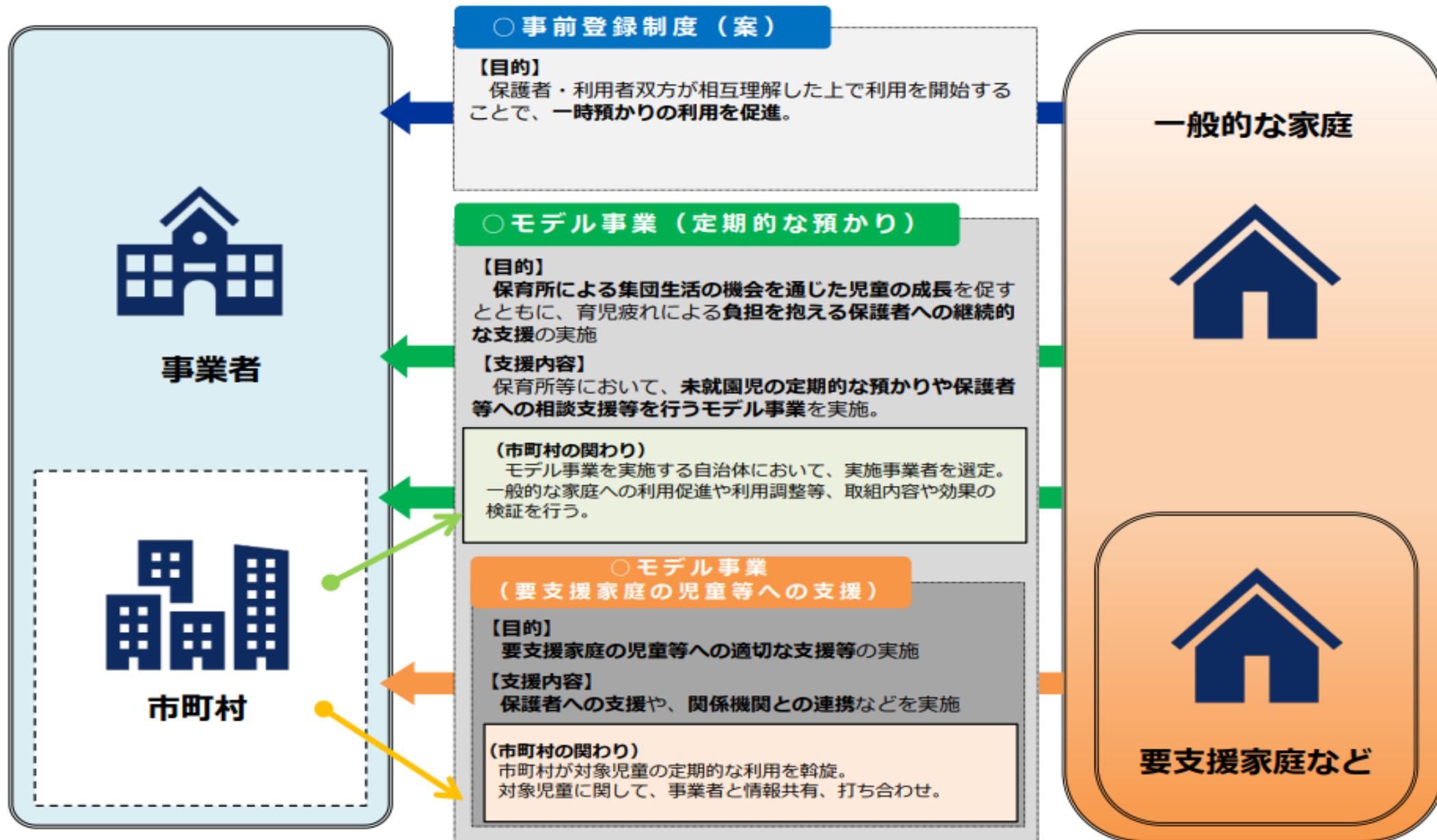
【対象児童】保育所等に通所していない未就園児（長期スパンでの利用が前提）

【補助単価】
検討中

【補助割合】
検討中

4. 参考

定期的な預かり等にかかるR5要求の全体像



こども誰でも通園制度（R6年本格的試行実施）

【理念】

- 就労等の条件の有無にかかわらず、こどもの発達を促すことを目的とした保育制度の確立
- 多様なライフスタイルによる子育て環境の変化に対応した子育て支援の在り方を確立
- 保護者の子育て不安の軽減等を図ることで安定した親子関係の形成を支援
- 要支援家庭等子育てに課題を抱える家庭を早期に保育につなげることで、子どもの成長発達支援、子育て支援を展開
- 「親子通園」を可能とし、親子共に安心できる保育の提供
- 子育て家庭に必要なインフラとして保育等施設を有効に活用

実施要綱（案）より

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会（第4回）参考資料⑤より

実施主体

☞この事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。なお、市町村は、適切に事業を実施できると認められた者（以下「委託等先」という。）に委託等を行うことができる。

実施方法

☞**対象となるこども**について、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満とする。認可外保育施設に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象とするが、企業主導型保育事業所に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象外とする。

障害児を受け入れる施設において、当該障害児が利用した場合に職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合には、別に定める加算を適用する。

☞**実施場所**について、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等

☞**事業内容**について、①～⑤を実施するものとする。

①利用方法と実施方法（ア～ケ）、②指導監督（ア～ウ）、③賃借料補助、④検証、⑤実績報告

実施要綱（案）より

実施方法（続き）

①**利用方法と実施方法**について、定期利用もしくは自由利用又は定期利用と自由利用の組み合わせなど、市町村や事業所において利用方法を選択して実施することとして差し支えない。また、実施方法については、一般型（在園児合同）、一般型（専用室独立実施）、余裕活用型など、実施する事業者の創意工夫により様々な形で実施することとして差し支えない。

ア 市町村は事業を実施する事業所を決定するとともに、管内の対象となる子どもを確認する。

イ 対象となる子どもの通園においては、一人当たり「月10時間」を上限として実施する。

ウ 対象となる事業所の開所の日数に関しては、ニーズや受入体制を鑑み適切に設定する。

エ 親子通園は、慣れるまで時間がかかる子どもへの対応として有効であり、また、利用が初めての場合は初回に親子通園を取り入れることで親子の様子を見ることができ、事前面談の代わりにもなるという観点からも、親子にとっても保育者にとっても安心につながることから、可能とする。

オ 市町村は、本事業を実施する事業所の状況を踏まえ、配慮が必要な子どもやその保護者が当該事業を円滑に利用できるよう配慮を行う。

カ 事業所は、利用可能枠の範囲において利用の申し込みがあった場合には、当該子どもの受け入れをしなければならない。ただし、職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに市町村に報告しなければならない。

キ 集団における子どもの育ちに着目した支援計画を必要に応じて作成し、日々の保育の状況を記録する。

ク 対象となる子どもを養育する保護者に対して必要に応じて面談や子育てのアドバイスをを行うほか、実際に目の前で育児の様子を見てもらう機会を設ける。

ケ 事業所が、利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、市町村に報告するとともに、市町村と協力し、関係機関との連携に努めること。

実施要綱（案）より

研修

①**保育士以外の保育従事者の配置**は、以下の研修を修了した者とする。こと。

ア 「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。

イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、令和7年3月31日までの間に修了した者とする。

②①にあわせ、**本事業における、意義・目的・仕組みについて理解できるように、研修の科目構成に配慮すること。**

③上記①②の研修は、**委託等先の管理者も受講**をすること。

留意事項

①**保育中に事故が生じた場合**には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成29年11月10日付け府子本第912号・29初幼教第11号・子保発1110第1号・子子発1110第1号・子家発1110第1号通知）」に従い、速やかに報告すること。

実施要綱（案）より

留意事項（続き）

- ②利用当日に、通園がない場合には、対象児童状況の確認をすること。特に要支援家庭等の児童の利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応すること。
- ③要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行うこと。
- ④給食等の提供については、事業所の判断とするが、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、適切な実施に留意すること。
- ⑤市町村から委託等先への委託料等の支払いにおいて、本事業に掲げる事業に要する経費について、「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」（平成30年10月17日厚生労働省発子1017号）に基づき支出する金額は、**こども一人1時間あたり850円を基本とし、本事業に定める障害児を受け入れる場合は、こども一人1時間あたり400円を加算することを基本とする。**なお、**当日のキャンセルについては、委託料等の支払いの対象とすることも可能とする。**ただし、委託料等の対象とする場合は、予定していた利用者の利用可能時間についても、委託料等の対象とする時間数について利用したものとみなし、別紙1に記載のとおり利用の処理を行うこと。市町村及び事業所は、委託料等の支払いの根拠資料（別紙1に規定する書類及びその他必要な資料）を事業実施後5年間保存すること。
- ⑥事業実施に当っては、現在「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業の在り方に関する検討会」において検討が行われており、その議論を踏まえて今後作成する「実施にあたっての留意事項」を参考にして実施を行うこと。
- ⑦対象となる利用者の家庭に対して当該事業の意義や目的、仕組みについて十分に周知を行うこと。

実施要綱（案）より

よくあるご質問について

Q：本事業については、対象年齢について、0歳6か月未満、または3歳以上の子どもを対象にしても良いのでしょうか。

A：対象ではありません。

Q：0歳6か月から3歳未満の子どもについて、例えば2歳児のみを対象としたり、一部の行政区の住民のみを対象としても良いのでしょうか。

A：本事業については、市町村ごとの補助総額を参考に、対象とする利用者の属性や対象地域などを指定していただく必要があります。対象年齢の限定や、住所地等による限定も可能です。

Q：月10時間を超えた利用の希望がある場合は、どの様に対応すべきでしょうか。

A：本事業の国庫補助基準上の上限はあくまでも月10時間である。ただし、各市町村における対応はさまたげるものではありません。

Q：月10時間の管理について、R6試行的事業においては紙での管理となっているが、システムの導入はいつからでしょうか。

A：システムに関しては、R7.4からの運用を予定しています。令和6年度にシステム化ができる部分があるかどうかは現在検討中であり、追ってお知らせいたします。

Q：指導監督員に資格要件等がありますか。

A：指導監督員は、市町村に配置する職員を想定していますが、実施要綱（案）に規定する業務内容を的確に遂行していただければ、資格要件などは問いません。

Q：賃借料補助について、事業開始月にかかわらず基準額満額の補助となりますか。

A：事業実施月数に応じた補助となります。

Q：職員の配置や設備の基準について、本事業と同時に一時預かり事業を実施する場合については、それぞれに基準を遵守する必要がありますか。

A：職員の配置はそれぞれに基準を遵守する必要があります。設備の基準については、本体事業に支障がない場合、供用が可能です。

Q：キャンセル対応について、統一ルールはありますか。

A：自治体において明確なルールを決め、対応してください。キャンセルされた時間数について、委託料等の対象とする場合は、時間数の消費をしてください。

保育所の空き教室等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業具体的な実施状況

東京都
文京区

- ・認可外保育施設の空き教室を活用し実施。区報及び区HPで募集案内を載せたところ、募集開始後5分程度で定員を超える応募があり、100名以上のキャンセル待ちが出ている状況。
- ・利用者や申込者にアンケートを取っているが、この料金だから使いやすいという声も多く、ニーズが多いので料金設定を再考しようとは考えていないが、一時預かり事業との料金のバランスは検討の必要があると考えている。

東京都
品川区

- ・小規模保育事業所で要支援家庭等に特化し受け入れ。
- ・モデル事業を通じて、保健センターと連携体制を構築。関係部署と相互理解のもと、要支援家庭等の円滑な事業利用につながり、多機関の連携強化にもなっている。

東京都
八王子市

- ・幼稚園型認定こども園にて、0～2歳児の受け入れを実施。0.1歳児は親子、2歳児は預かりを、それぞれ週1日・1日2時間程度実施。
- ・月～木のうち、毎週1日固定曜日に利用し、地域の未就園児家庭の支援という位置づけでモデル事業を実施をしている。

神奈川県
川崎市

- ・地域子育て支援拠点を併設する認可保育所2か所で実施。既存の一時預かり事業を活用して実施したため、受入人数の実績が非常に多い。
- ・キャンセルの多さや、支援が必要な児童等の多様なニーズへの対応など、こども誰でも通園制度（仮称）の開始にあたっての課題が多数確認できている。
- ・多様なニーズへの対応の一つとして、医療的ケア児の受け入れ体制を構築した。

保育所の空き教室等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業具体的な実施状況

栃木県
栃木市

- ・地域子育て支援センター併設の認定こども園で実施。センターを利用している親子に日常的に関わりを持つことで、モデル事業への勧奨をスムーズに展開している。
- ・一時預かり事業と合わせた受け入れ枠を設け、利用調整を行い登録利用者で分け合い行っている。
- ・モデル事業担当保育士は、予約登録対応や保護者の面談をすることも趣旨とし、クラスに馴染めない場合などは、親子での支援センター利用を促したり、別室で対象児童と過ごしている。なお、集団保育に慣れてきた場合や集団保育に適応可能な対象児童は、クラス担当保育士がクラス別保育室にて保育を行うことができるようになっている。
- ・モデル事業担当保育士は、クラスに馴染めない場合など必要に応じたこどものフォローを行うが、予約登録対応・保護者の面談・こどもの園での様子を伝えるなど、保護者対応を行うことが多い。
- ・タブレット端末とSNSを活用することで、場所を選ばず家庭とのやり取りや予約対応ができるようになり、迅速な対応と事務負担の軽減を実現。

岐阜県
岐南町

- ・R5.4より、休園になった保育所を活用し、支援が必要なこどもを受け入れる『多機能型地域子ども安心センター』を開設し、モデル事業も実施している。
- ・親子通所事業と単独通所事業（15名定員・年少～就学前・町内保育所等の在籍）があり、単独通所事業の空き定員で未就園児も含めたモデル事業を実施。1対1の対応で、他児との関わりも積極的に行っている。
- ・定員の空きが少ないため、要支援家庭やハイリスクを抱える母子などを対象にしていることで、受け入れに限りがある。
- ・対象となった家庭についても、1歳未満の子どもを施設では受け入れられない、施設までの距離があり通えない等により利用できないという課題があり、つながらないケースがある。

1 事業の目的

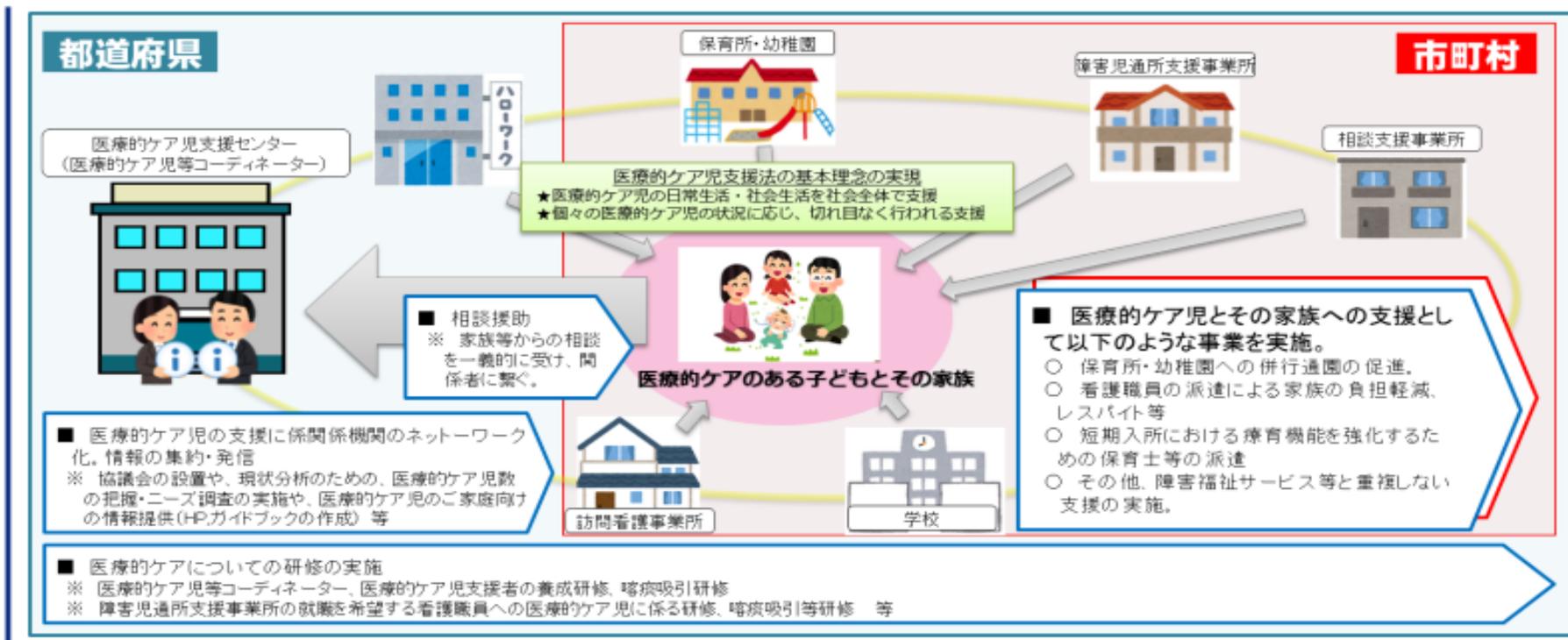
医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受け入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

2 事業の概要

「医療的ケア児支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する（センターを置かない場合も各種事業の実施は可能）。

令和5年度要求においては、医療的ケア児等コーディネーターの人数を、各都道府県において医療的ケア児の人数に応じて配置できるよう、93人から124人に拡充する。

3 事業のスキーム



4 実施主体等

- ◆ 実施主体
：都道府県・市町村
- ◆ 補助率
：「医療的ケア児コーディネーターの配置等」については、国1/2、都道府県1/2
上記以外は、国1/2、都道府県1/2又は市町村1/2

多様な保育の充実

（令和6年度予算案・令和5年度補正予算額）

133億円+5億円

（前年度予算額）

（124億円）

医療的ケアを必要とするこどもの受入体制の整備や家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施の推進等、様々な形で保育の実施を支援する。

（1）医療的ケア児保育支援事業【拡充・一部令和5年度補正予算】（保育対策総合支援事業費補助金）

医療的ケアを必要とするこどもの受入体制の整備を推進するため、保育所等における看護師の配置や、保育士の喀たん吸引等に係る研修の受講等への支援を実施する。

医療的ケア児の受入れを行う保育所等について、効果的・効率的な巡回による看護師配置を行うことを目的として「医療的ケア巡回型」を創設するほか、医療的ケア児の保育にあたる保育士等及び看護師等の研修の充実、医療的ケア児の災害対策および個別性に着目した備品の補助等を実施する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】

○基本分単価

① 看護師等の配置 1施設当たり 5,290千円

（2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,290千円を加算、

さらに効果的・効率的な巡回による看護師配置を行うことを目的として「医療的ケア巡回型」を創設。（1自治体あたり5,010千円）【拡充】

○加算分単価

② 研修の受講支援【拡充】 1施設当たり 300千円 ※看護師等及び保育士等が喀痰吸引以外の研修を受講する場合も対象とする。

③ 補助者の配置 1施設当たり 2,232千円

④ 医療的ケア保育支援者の配置 1市区町村当たり 2,232千円 喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算

⑤ ガイドラインの策定 1市区町村当たり 577千円 ⑥ 検討会の設置 1市区町村当たり 360千円

⑦ 医療的ケア児の備品補助【拡充】 1施設当たり 10万円（医療的ケア児の個別性に依りて必要となる備品 例：抱っこひも・ベッド等）

⑧ 災害対策備品整備【拡充】 1施設当たり 10万円（災害対策として停電時等に必要となる備品 例：外部バッテリー・手動式吸引器等）

※②、⑤、⑥はそれぞれ単独で補助することを可能とする。

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

*医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する自治体については補助率を嵩上げ

3年後の医療的ケア児の保育ニーズ（見込み）に対して、受入予定の医療的ケア児人数（見込み）が上回ること。

国：2/3、都道府県・指定都市・中核市：1/3 国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

（2）広域的保育所等利用事業（保育対策総合支援事業費補助金）

近隣に入所可能な保育所等が見つからないこどもに対し、自宅から遠距離にある保育所等への通所を可能にするため、バス等を活用した送迎を実施するために必要な費用を補助する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ・保育士雇上費 5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算） ・運転手雇上費 5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算）

・事業費（損害賠償保険含む） 10,202千円（自宅送迎の場合1,119千円）

・バス購入費 15,000千円 ・バス借上費 7,500千円 ・改修費 7,270千円

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/2

保育所と児童発達支援事業所の一体的実施

保育所と児童発達支援事業実所が同一施設で保育・療育を行う場合（イメージ）

○保育所の保育士と児童発達支援事業所の保育士がそれぞれで 保育・療育を行う場合



現行制度で実施可能

○保育所の保育士と児童発達支援事業所の保育士がともに保育・療育を行う場合



保育所及び児童発達支援事業所の設備運営基準の見直しが必要

実験環境

- 小空間のコンセプト：子どもが一人で入って気持ちを休める空間
- 併行通園クラス
- 園児数：各曜日9～14名
- 担当支援者：4名

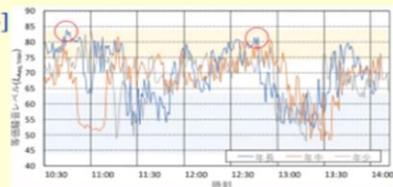


小空間A 吸音無
小空間B 天井無・吸音有
小空間C 吸音有



〈参考〉音環境の実態

[騒音レベル]
70-80dB



小空間の使われ方

- 小空間は子どもに好まれ、遊び場面、集団活動場面ともに頻繁に活用されていた
- 「気持ちが落ち着かない時や苦手な音がした時など活動に向かえない子どもが自ら入って使用していた」
- 「これまで室から飛び出していた子が室から出ずに小空間の中で落ち着けるようになった」
- 3種の違いは明確ではないものの、子どもが選んでいる様子もあった

小空間A 小空間B 小空間C



[事例] 朝不機嫌であった子が、怒り泣きをし、防災頭巾とジャンパーを持って小空間Cに入り、頭巾を枕に、ジャンパーを布団にしてクールダウンしていた。給食中は茶碗を持って「(子) ちゃんここに入る」と言って小空間Bに入った。支援者が1,2分見守ると、茶碗を持って出てきた。子は小空間Bの中から周りの様子をうかがっていて、支援者ともアイコンタクトを取っているようであった。

音に配慮した小空間の効果

クールダウン

気持ちを落ち着ける、休める、取り戻す
子どもが自分で気持ちを落ち着かせる

集団への参加

集団のそばにしながら、少し距離を取れる

特性・状況ごとに適した環境条件がある

困われ方、吸音の具合によって、包まれ感が異なる
吸音を導入する仕方では他者との関わり方を調整できる

外国籍等の子どもへの保育に関する取組ポイント集（概要）

第1節 位置付け

本取組ポイント集では、市区町村の保育担当部局を対象に、各市区町村において外国籍等の子どもの円滑な保育所等利用に向けた取組を具体的に検討する際の参考となるよう、取組の検討・実施の過程で考えられるステップを示すとともに、実施する取組内容の類型ごとに、現在実施されている具体的な取組事例を紹介しつつ、より詳細な解説を行っている。

第2節 在籍状況及び市区町村の取組状況

1. 保育所等に在籍する外国籍等の子どもの数

外国籍等の子どもが在籍している保育所等の割合は**60.2%**

日本全国の保育所等に在籍する外国籍等の子どもの人数は**73,549人（推計）**（うち外国籍22,589人、日本国籍20,059人、国籍不明30,721人）

2. 市区町村による施策の取組状況

(1) 外国籍等の子ども・保護者の支援に関する施策の取組状況（主な取組）

- ① **人員配置等による支援**（自治体雇用職員の派遣等）
- ② **ICTを活用した言語的支援**（自治体による翻訳機器の購入・貸与等）
- ③ **資料翻訳等**（資料のひな形の多言語化等）
- ④ **就学前支援**（教育委員会等が実施する就学前教育の案内等）
- ⑤ **人材育成・職員教育**（情報交換の場を設けるなどの保育所間の連携支援等）

(2) 施策の立ち上げを後押しした要因（主なもの）

「関連予算の獲得」、次いで「保育現場から問題提起や意見を受け付ける機会の設定」や「所管課職員の理解・リーダーシップ」、「所管課以外の関係部署間の連携」が高い割合。

(3) 施策の立ち上げに当たって直面した課題

「外国にルーツを持つ子ども・保護者対応の専門的知識がなかった」、「外国にルーツをもつ子どもの基礎情報の把握が難しかった」、「これまで類似の経験が無く、何から着手すれば良いかわからなかった」等の割合が高く、**各市区町村とも、経験・知識等が限られていたことが課題。**

(4) 今後の取組意向

「現在は取り組んでいないが、新規に取組が必要」と考えられている施策として、**「ICTを活用した言語的支援」**が高い割合。また、**「人材育成・職員教育」**は、「現在取り組んでいる」とする割合が最も低い一方で、**取組の必要性を認識している市区町村においては、比較的早急に実施すべき事項であると認識されている**と考えられる。

第3節 取組を検討するためのステップ

1. 実態や現場のニーズの把握

市区町村内にどの程度外国籍等の子どもを受け入れている保育所があるかを確認し、アンケートやヒアリング等によりニーズを把握する。

2. 予算や人員の確保

活用できる国の制度や、都道府県の施策を把握。人材確保に当たっては、庁内の国際関係部局に在籍する通訳等の活用。

3. 他部局・関係機関との連携

保健衛生部局や国際部局、教育部局等の庁内部局や、国際交流協会、子育て支援団体等の地域の関係機関との連携。

4. 効果検証、取組の見直し

施策の利用実績の把握や保育所等・保護者に対するアンケート調査、ヒアリング等の調査により、効果を検証し、課題認識、取組改善につなげる。

第4節 在籍状況及び市区町村の取組状況（テーマ別の例）

テーマ	取組内容
① 人員配置等による支援	・通訳の配置・派遣 ・保育士・保育補助者の配置
② ICTを活用した言語的支援	・翻訳機器の支給・貸出
③ 通常の保育での支援	・市区町村による翻訳支援 ・共通資料のひな形を多言語化 ・よく用いる表現を翻訳した資料の作成 ・言語や文化の違いが発達の壁とならないような支援
④ 就学前支援	・保育部局と教育部局で連携した支援 ・就学に向けた個別的支援
⑤ 人材育成・職員教育	・保育所職員向けの研修実施や保育所間の連携支援

第5節 参考情報（役立つ資料・ツール）

- 1 かすたねっと（文部科学省）
<https://casta-net.mext.go.jp/>
・各都道府県・市区町村教育委員会等で公開されている多言語による文書や、外国人児童生徒等のための日本語指導・教科指導教材等、様々な資料を検索可能
- 2 外国人児童生徒受入れの手引（改訂版）（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm
・日本語指導担当教員・支援者、学級担任支援者等を対象に、外国人児童生徒等受入れ・指導体制を整えるために取り組むべき内容を整理。
- 3 世界の学校体系（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/detail/1396836.htm
・世界各国の教育行政制度等のデータを掲載。
- 4 外国人児童生徒のための就学ガイドブック（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm
・英語・韓国・朝鮮語等計7カ国語の各言語別の就学案内。
- 5 国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）の多言語音声翻訳技術を活用した民間の製品・サービス事例（国立研究開発法人情報通信研究機構）
<https://gcp.nict.go.jp/>
・多言語音声翻訳アプリの紹介
- 6 外国語版予防接種と子どもの健康2020年度版（公益財団法人予防接種リサーチセンター）
<http://www.yoboseshu-rc.com/publics/index/8/>
・予防接種に関する説明資料と予診票を16か国語に翻訳。利用にあたっては実績の報告が必要。

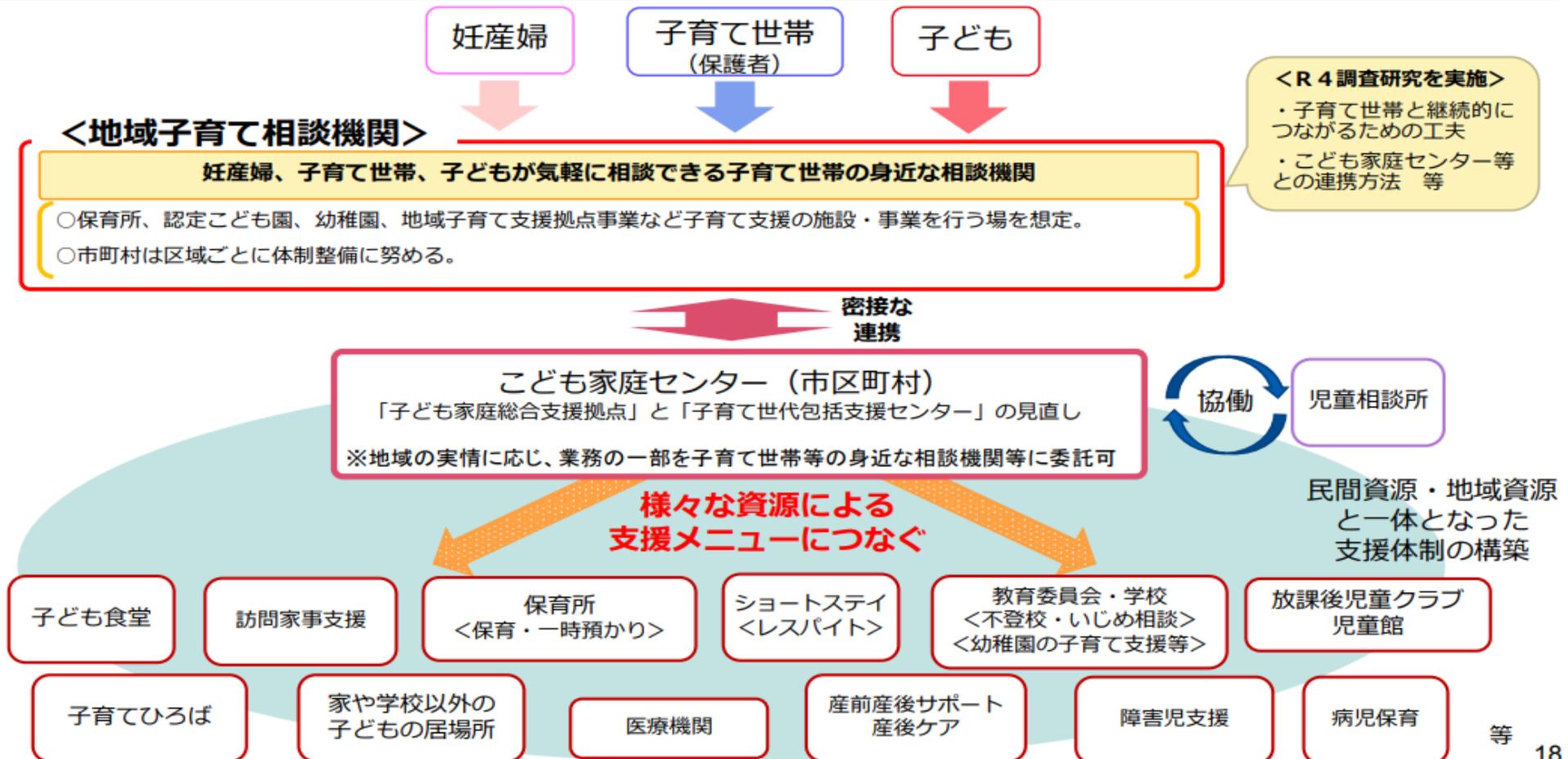
「地域子育て相談機関」機能

【目的】

- 全ての子育て家庭を対象として、子育て世帯と継続的につながるための支援を行う相談機関を身近な地域に設置
- 子育て家庭との接点を増やし、子どもの状況把握と状況に応じた支援を提供
- こども家庭センターと連携し、虐待等の予防を含めた早期発見・早期支援を展開
- 利用者支援事業を核として中学校区に1か所設置

地域子育て相談機関

- 地域子育て相談機関は、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあり、能動的な状況確認等による「**子育て世帯と継続につながるための工夫**」を行う**相談機関**。その整備により、**子育て家庭との接点を増やし、子どもの状況把握の機会を増やすことを趣旨**。
- 特に、子育て家庭の中には、行政機関であるこども家庭センターには直接相談しにくいと感じる家庭もあり得ることから、地域子育て相談機関が、**こども家庭センターを補完**することを想定しており、法律上、こども家庭センターと連携・調整を行うこととなっている。
- 市町村において、社会的条件や子育て関係施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに整備。



【目的】

- 地域子育て相談機関は、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にある相談機関を整備し、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増加することを目的としたものであり、子育て家庭の中には、行政機関であるこども家庭センターには直接相談しにくいと感じる家庭もあり得ることから及び身近な相談機関が、こども家庭センターを補完するなどの目的のために地域子育て相談機関の整備の推進を図る。

【実施主体】

- 実施主体は、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）とする。なお、市町村が認めた者への委託等を行うことができる。
地域子育て相談機関の実施場所は、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点事業の実施場所、児童館、その他地域子育て相談機関で行うこととされる相談及び助言を適切に行うことができると市町村長が認める場所とする。

※その他地域子育て相談機関で行うこととされる相談及び助言を適切に行うことができると市町村長が認める場所の例
児童養護施設や乳児院、障害児入所施設などの児童福祉施設、小児科や産科などの医療機関、公民館や大学、商業施設などであって、地域子育て相談機関の業務を適切に行うことができる場所

【設置区域の考え方】

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに地域子育て相談機関の整備に努めることとされているが、地域子育て相談機関の趣旨及び目的を踏まえ、中学校区に1カ所を目安に設定することを原則としつつ、地域の実情に応じて整備することが望ましい。

【対象】

- 全ての妊産婦及びこどもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。）等を対象とする。

【業務内容】

- 各家庭が必ず一つ以上の地域子育て相談機関を設定できるよう積極的に働きかける。
- 相談支援
 - ・ 全ての妊産婦及びこどもとその家族から相談に応じ、実情の把握に努め、相談内容や相談者等の状況などに応じて必要な情報の提供や助言、必要な支援につなげる。
 - ・ 必要に応じてより専門的かつ包括的な相談対応等が実施可能であるこども家庭センターに、迅速かつ適切に情報共有・連携し、必要な支援につなげられるようにする
- 子育て世帯に関する情報発信
 - ・ 市町村は、住民に対し、地域子育て相談機関の名称、所在地のほか、開設日と開所時間、対象者、相談方法等も含めた整備状況を発信する。
 - ・ 地域子育て相談機関は、運営主体の特色も活かしつつ、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行う。

【利用者情報の管理】

- 市町村は、地域子育て相談機関に対して、共通の相談記録の様式を提示すること。
- 相談記録の項目としては、相談者名、こどもの名前、こどもの年齢、相談内容、アセスメント、対応内容、対応経過、関係機関への連携に対する相談者の同意の有無を記載することとし、その他各市町村において必要と考えられる項目とする。

【職員配置】

- 利用者支援事業実施要綱の4実施方法（1）③イに定める職員を配置することを原則とする。
- ただし、既存施設に委託等を行う場合は、既存施設の職員において本設置要綱の4. 業務内容及び実施体制を満たすことが可能と市町村が認めた場合はこの限りではない。

【補助形態及び補助要件（案）】

補助メニューとしては、利用者支援事業の基本型を以下のとおり見直すことを予定。なお、補助金を活用しない形での実施も可能である。

- I型：利用者支援事業（基本型）の要件（※）に加えて開所日数の要件（週5日以上）を設定する予定。
- II型：利用者支援事業（基本型）の要件（※）。
- III型：保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで、基本型の「一体的相談支援機関連携等加算」の要件を満たす場合。

※ 利用者支援事業（基本型）の補助要件：実施要綱に規定する研修要件を満たす専任職員を1事業所1名以上配置、ほか。

【補助単価（案）】

- I型：1カ所あたり年額 8,030千円（基本分単価 7,730千円＋こども家庭センター連携等加算 300千円）
- II型：1カ所あたり年額 2,733千円（基本分単価 2,433千円＋こども家庭センター連携等加算 300千円）
- III型：1カ所あたり年額 300千円（基本分単価 300千円）

※ I型については、利用者支援事業（基本型）における夜間加算、休日加算、出張相談支援加算、機能強化のための取組加算、多言語対応加算、特別支援対応加算、多機能型加算の要件を満たした場合、上記に加えて算定することができる。II型についても同様の取扱いとなる予定。

補助のイメージ（案）

①利用者支援事業を実施している事業所が、地域子育て相談機関として週5日以上開所（I型の補助要件を満たす日数）する場合

【補助形態】 I型 8,030千円

※その他要件を満たした利用者支援事業の加算が算定可能

例えば保育所が実施する場合

②保育所が、研修要件を満たす専任職員を配置せず、既存職員（主任保育士等）のみで地域子育て相談機関として開所する場合

【補助形態】 III型 300千円

※保育所としての運営費等の必要な経費は公定価格により給付される。

③保育所が、研修要件をみたす専任職員を配置し、地域子育て相談機関として開所する場合（I型の補助要件を下回る場合）

【補助形態】 II型 2,733千円

※保育所としての運営費等の必要な経費は公定価格により給付される。
※その他要件を満たした利用者支援事業の加算が算定可能

地域子育て相談機関（利用者支援事業（基本型））

＜子ども・子育て交付金（こども家庭庁）及び重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
 令和6年度予算案 2,208億円の内数（1,920億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 施策の目的

- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、市町村は、住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備に努めることとされた。
- 妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関として、保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業など、子育て支援を行う施設・事業所が、こども家庭センターと連携して相談対応等を行うための体制整備を行う。

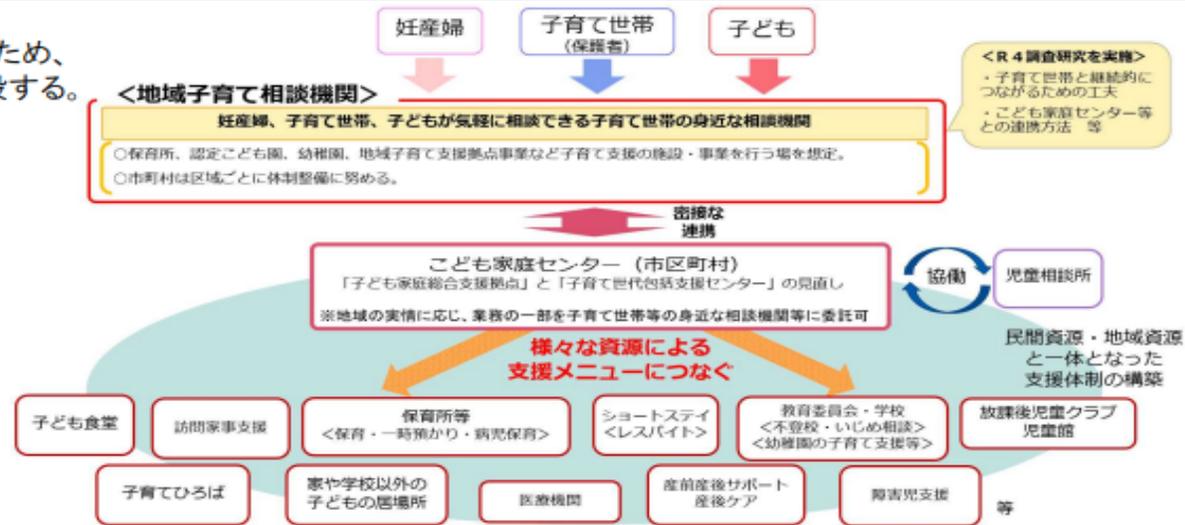
2 施策の内容

- 児童福祉法第10条の3に基づく「地域子育て相談機関」に対する補助を行うため、利用者支援事業(基本型)を見直し、基本型を基本Ⅰ型とし、Ⅱ型・Ⅲ型を新設する。

児童福祉法

第十条の三 市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会（新設）的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関（当該区域に所在する保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所その他の内閣府令で定める場所であつて、的確な相談及び助言を行うに足りる体制を有すると市町村が認めるものをいう。以下この条において同じ。）の整備に努めなければならない。

※定める区域：中学校区に1カ所を想定
 ※公立中学校数：9,164校（文部科学統計要覧（令和4年版））



3 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4 補助率

国:2/3、都道府県:1/6、市区町村:1/6

5 見直し内容

現行		見直し案	
基本型	1カ所あたり 7,688 千円 ※要件:専任職員1名	基本Ⅰ型	1カ所あたり 7,730 千円(旧基本型の要件見直し) ※要件:現状の基本型の要件に加えて、週に5日以上開所
		基本Ⅱ型	1カ所あたり 2,433 千円【新設】 ※要件:現状の基本型の要件
		基本Ⅲ型	1カ所あたり 300 千円【新設】 ※要件:保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで、基本型の「一体的相談支援支援連携等加算」の要件を満たす

※地域子育て相談機関である基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型については、「こども家庭センター連携等加算300千円」を算定することができる

こども家庭福祉の認定資格 とりまとめ概要①

1. 資格取得に向けた研修等の対象者

<社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者>

一定程度のこども家庭福祉の相談援助業務の経験(2年以上)がある者のほか、相談援助業務(2年以上)を行っており、こども家庭福祉の相談援助業務を業務量問わず行ったことがある者も対象。(1-①) 後者には追加研修の受講を求める。

<こども家庭福祉の相談援助業務の実務経験者>

一定程度のこども家庭福祉の相談援助業務の経験(4年以上)がある者が対象。(1-②)

<保育所等で勤務する保育士>

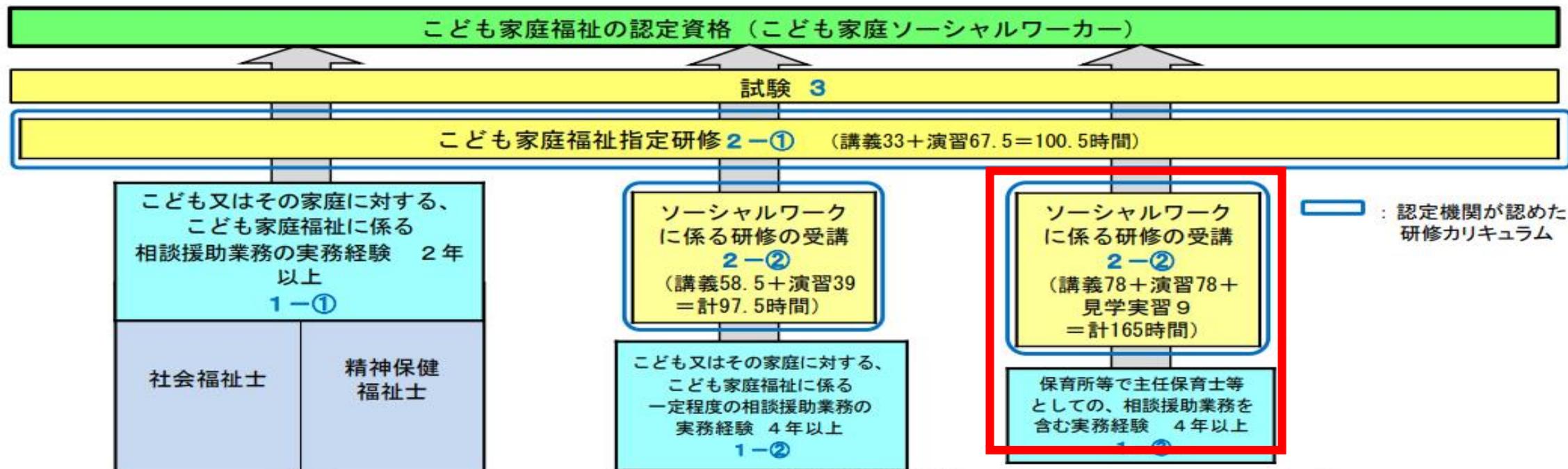
地域連携推進員・保育所長・主任保育士・副主任保育士等のいずれかで、相談援助業務の経験がある者(4年以上)が対象。(1-③)

2. 研修の内容

こども家庭福祉指定研修(一律100.5時間)(2-①)とソーシャルワークに係る研修(実務経験者:97.5時間、保育所等保育士:165時間)(2-②)で構成。

3. 試験のありかた

認定機関が毎年1回以上実施。内容は事例問題を含めた選択式とし、どのルートを受講者も同様。



※当分の間の経過措置

※当分の間の経過措置

こども家庭ソーシャルワーカー認定資格

こどもまんなか

こども家庭庁

こども家庭福祉に係る研修カリキュラム（追加研修含む）

こども家庭福祉に係る研修（指定研修）は、①すべての研修受講者が受講する100.5時間の指定研修と、②相談援助有資格者のルートに含まれる一部対象者が追加的に受講する計24時間の研修（追加研修）の2種類がある。

指定研修

(2-①)

科目名	講義 (計33時間)	演習 (計67.5時間)
こどもの権利擁護	1.5時間	7.5時間
こども家庭福祉分野のソーシャルワーク専門職の役割	1.5時間	6時間
こども家庭福祉Ⅰ（こども家庭をとりまく環境と支援）	3時間	1.5時間
こども家庭福祉Ⅱ（保護者や家族の理解）	1.5時間	3時間
こども家庭福祉Ⅲ（精神保健の課題と支援）	3時間	3時間
こども家庭福祉Ⅳ（行政の役割と法制度）	1.5時間	1.5時間
こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎	1.5時間	1.5時間
こどもの心理的発達と心理的支援	1.5時間	1.5時間
児童虐待の理解	1.5時間	4.5時間
少年非行	1.5時間	1.5時間
社会的養護と自立支援	1.5時間	4.5時間
貧困に対する支援	1.5時間	1.5時間
保育	1.5時間	1.5時間
教育	3時間	1.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅠ（多様なニーズをもつこどもや家庭へのソーシャルワーク）	1.5時間	7.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅡ（こどもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク）	3時間	7.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅢ（地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築）	1.5時間	7.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅣ（組織の運営管理）	1.5時間	4.5時間

追加研修

科目名	講義 (計9時間)	演習 (計9時間)	見学実習 (計6時間)
こどもの権利擁護と倫理	1時間	-	-
こども家庭相談援助制度及び実施体制	1時間	-	-
児童相談所の役割と連携	1時間	-	-
こども家庭相談の運営と相談援助のあり方	1時間	3時間	-
社会的養護と市区町村の役割	1時間	-	-
こどもの成長・発達と生育環境	1時間	-	-
こども虐待対応	1時間	6時間	-
母子保健機関やこどもの所属機関の役割・連携及びこどもと家族の生活に関する法令・制度	2時間	-	-
見学実習	-	-	6時間

こども家庭庁 ソーシャルワークに係る研修カリキュラム

ソーシャルワークに係る研修（ソーシャルワーク研修）は、こども家庭福祉の実務経験者ルートを受講者（計97.5時間）及び保育所等保育士ルートを受講者（計165時間）が受講するもの。

ソーシャル ワーク研修 (2-②)

種別	科目名	相談援助実務 経験者のルート (講義58.5時間、 演習39時間)	保育所等保育士 のルート (講義78時間、 演習78時間、 見学実習9時間)
講義	ソーシャルワークの基盤と専門職	0時間	19.5時間
	ソーシャルワークの理論と方法	39時間	39時間
	地域福祉と包括的支援体制	19.5時間	19.5時間
演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	0時間	39時間
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	39時間	39時間
見学実習	見学実習	0時間	9時間

(多様化する) 保護者のニーズ

保護者の悩みや心配事等；厚生労働省調査より

保育所等における子育て支援のあり方に関する研究会報告書（令和5年3月）

□保護者からの相談の頻度と対応の困難度について保育者に質問

■子どもの相談

- ・「子ども同士のトラブル」（頻度：46.8%、困難度：56.3%、以下同じ並び）
- ・「落ち着きがない」（51.1%、52.2%）
- ・「言葉が遅い」（50.1%、51.8%）
- ・「苦情・要望」（14.0%、46.0%）

－保育士の対応に負担が大きいことがうかがえる

□保護者自身の相談

- ・「育児に関する精神的ストレス」（34.8%、42.7%）
- ・「子どもが好きになれない」（3.3%、42.0%）
- ・「子どもは欲しくなかった」（0.8%、40.2%）も、頻度は低いものの困難度は高い

－相談があった場合には慎重な寄り添いの支援が必要

保護者の悩みや心配事等；厚生労働省調査より

保育所等における子育て支援のあり方に関する研究会報告書（令和5年3月）

- 子どもの育ちに関する心配事
 - ・ 「子どもが言う事を聞かない」「食事」「生活リズム」等に約4割の保護者が「あてはまる」と回答
- 親自身のこと
 - ・ 「身体の負担」「仕事との両立の困難さ」「精神的ストレス」「他のことにかける時間が確保できない」に約5割の保護者が「あてはまる」と回答
- 特に母親
 - ・ 身体的負担（58.7%）、精神的ストレス（55.5%）、仕事と子育ての両立の困難さ（54.4%）
「子どもが欲しくなかった」という悩み
 - ・ 「育児環境に関する支援ニーズ」の因子と相関が高く、育児環境に影響を受けている可能性
- 保育所保育における保護者支援
 - ・ 「子育て」に焦点化した支援と保護者が抱える育児負担やその緩和等に焦点をあてる
 - ・ 保護者が心身ともに安定した生活ができるための支援も重要

2. 保育における虐待防止

テーマの背景

- 認可保育施設等での園児暴行事件
他 不適切保育事案の多発
- 厚生労働省による全国調査（認可保育園） 2022年12月
👉 調査が実施された背景
- 調査結果
 - 不適切保育 914件
 - 暴力などの「虐待」 90件
 - － 身体36件、心理42件、ネグレクト4件（重複）

保育所等における虐待防止等に関するガイドライン

保育所等における虐待等の防止及び 発生時の対応等に関するガイドライン

令和5年5月
こども家庭庁

目次

1 はじめに

- (1) 本ガイドラインの位置づけ
- (2) 虐待等と不適切な保育の考え方について
- (3) 保育所等、市町村及び都道府県における対応のフローチャート

2 保育所等における対応

- (1) より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等
- (2) 虐待等に該当するかどうかの確認
- (3) 市町村等への相談
- (4) 市町村等の指導等を踏まえた対応
- (5) さらにより良い保育を目指す

3 市町村・都道府県における対応

- (1) 未然防止に向けた相談・支援、より良い保育に向けた助言等
- (2) 保育所等からの相談や通報を受けた場合
- (3) 事実確認、立入調査
- (4) 虐待等と判断した場合
- (5) フォローアップ

(「虐待等」と「虐待等と疑われる事案(不適切な保育)」の概念図)

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり

人権擁護チェックリストを活用した職場内研修で保育の質の向上
- 自己評価、チェックリストの活用

虐待等と疑われる事案(いわゆる「不適切な保育」)

虐待等

虐待

- 身体的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト
- 心理的虐待

この他、こどもの心身に有害な影響を与える行為

不適切保育 = 虐待の認識の共有

現場で直ちに事実確認

- 職場で適切な対応と自治体へ報告
- 再発防止策と第三者による評価

保育所等における、職員による子どもに対する虐待

行為類型	具体例
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的に子どもを病気にさせる行為 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為 など
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> 下着のままで放置する 必要の無い場面で裸や下着の状態にする 子どもの性器を触るまたは子どもに性器を触らせる性的行為（教唆を含む） 性器を見せる 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる） 子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せる など
ネグレクト	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、体調を崩している子どもに必要な看護等を行わない、子どもを故意に車の中に放置するなど 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など） おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにするなど 泣き続ける子どもに長時間関わらず放置する 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行う 適切な食事を与えない 別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す 虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他の子どもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する 他の職員等が子どもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する その他職務上の義務を著しく怠ること など

心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど 他の子どもとは著しく差別的な扱いをする 子どもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど 子どもの心を傷つけることを繰り返し言うなど（例えば、日常的にからかう、「バカ」「あほ」など侮蔑的なことを言う、子どもの失敗を執拗に責めるなど） 子どもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど（例えば、食べこぼしなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言う、子どもの大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てるなど） 他の子どもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う 感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする など
-------	---

※このほか、子どもの心身に有害な影響を与える行為を含め、虐待等と定義する。
 ※個別の行為等が虐待等であるかどうかの判断は、子どもの状況、保育所等の職員の状況等から総合的に判断する。その際、保育所等に通う子どもの立場に立って判断すべきことに特に留意する必要がある。
 ※上記具体例は、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」や「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」等で示す例を参照し、保育所等向けの例を記載したもの。

保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン
子ども家庭庁（令和5年5月）

■ 不適切な保育を生じさせない職場環境等の整備

- － 燃え尽き症候群
- － 職場環境

不適切な教育・保育が起きる時－triggerを知る

- こどもの気になる行動（修正させたい行動）
- こどものために、と思いつつも、自分の（気になることを無くしたい）ために

‘切り替えの悪さが・・・’

‘食事で残すことが・・・’

‘大きな声を出すのが・・・’

‘整理整頓が・・・’

‘気になる＝囚われている信念（～させないといけない心理）’

子どもの‘何が’、自分のイライラを
起こす（Trigger）原因になるのか？

- 自身の信念や価値観に対する内省が不足していると‘イライラ’
- こどもに責任を転嫁し、引き金が引かれる
- 対策として、頭の中でシャークミュージックが流れる時を自覚する

不適切な教育・保育の背景－職員の葛藤；燃え尽き症候群

燃え尽き症候群の3つの要素

①達成感欠如

仕事の満足度が低下する

他者や組織・現場に貢献しようとする意識が低下する

②情緒枯渇

喜怒哀楽が消失する（感じられない）

淡々と仕事をこなすことが増える（感情が沸いてこない）

コミュニケーションが低下する（他者と理解しあおうとしない）

③脱人格化

人との接触を避け始める（事務的仕事を好む）

利用者（こども、保護者）に非人間的な対応をしがちになる

施設内虐待などの発生要因にもなり得る

職場環境（安心できない）

- ほっとできない緊張感
→ ノンコンタクトタイムの保障
- 職員同士が（配慮しつつ）思ったことが言えない
（自分が）良いと思うことができない
→（ある程度）自由な発言が許容される受容的ミーティング
- 不安や不満を抱え込む保育士
→ ‘ヒヤリハット’等を日常的に共有する習慣づけが重要

職場環境（自律性や裁量が低い）

① 自律性の低い職場

- ・ 自らの意思ではなく、他者から強制されることが多い
- ・ 仕事をやり遂げたとしても、充実感よりも徒労感が残る

② 一方的なコミュニケーション

- ・ 上位者の決定を伝達されるだけ、命令を受けるだけではストレスは増大する
- ・ 多忙で過重な負担があっても自分の力で軽減し解消ができなくなる

③ 仕事の進め方に裁量の余地がない

- ・ 役割が不明確で、責任の範囲が決まらず、特定者に負担が過重する
- ・ 参加型の規律は消耗感を解消し、職務への満足感が高まる

法制度の整備

- 虐待に関する通報義務に関する法規定
- **児童虐待**：第6条 虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに通告しなければならない。
- **児童養護施設等**：被措置児童等虐待－児童福祉法第33条の十二 被措置児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに市町村を通じて都道府県行政機関等に通告しなければならない。
- **高齢者施設**：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 第21条 要介護施設従事者等は、業務に従事する要介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を見つけた場合、速やかに市町村に通告しなければならない。
- **障害者施設**：障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 第16条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を見つけた者は、速やかに、市町村に通報しなければならない。
- →**保育施設**には、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告義務に関する法規定が存在していません。従って、虐待（不適切）等保育を市町村に届け出することは、発見者の倫理観や判断に基づくものとなり「内部告発」や「密告」の扱いとなっています。
- 法整備により...発見者には通告義務が生じ、通告を受けた市町村は即座に①事実確認と認定、②園対応の評価、③改善指導、④第三者委員への報告他の措置を執ることとなり、**保育所と行政が一体となり虐待防止に取り組む体制**が進むこととなります。

子どもの理解に当たって意識したいこと

自分自身の 枠組みや視点の自覚

- 自分の決めつけや思い込みをもとに、子どもを見ていないか
- 活動の内容や出来不出来といった結果のみに目を向けていないか
- 一定の基準や子ども同士の比較から、一人一人の子どもの違いを優劣として捉えていないか

関係の中での理解

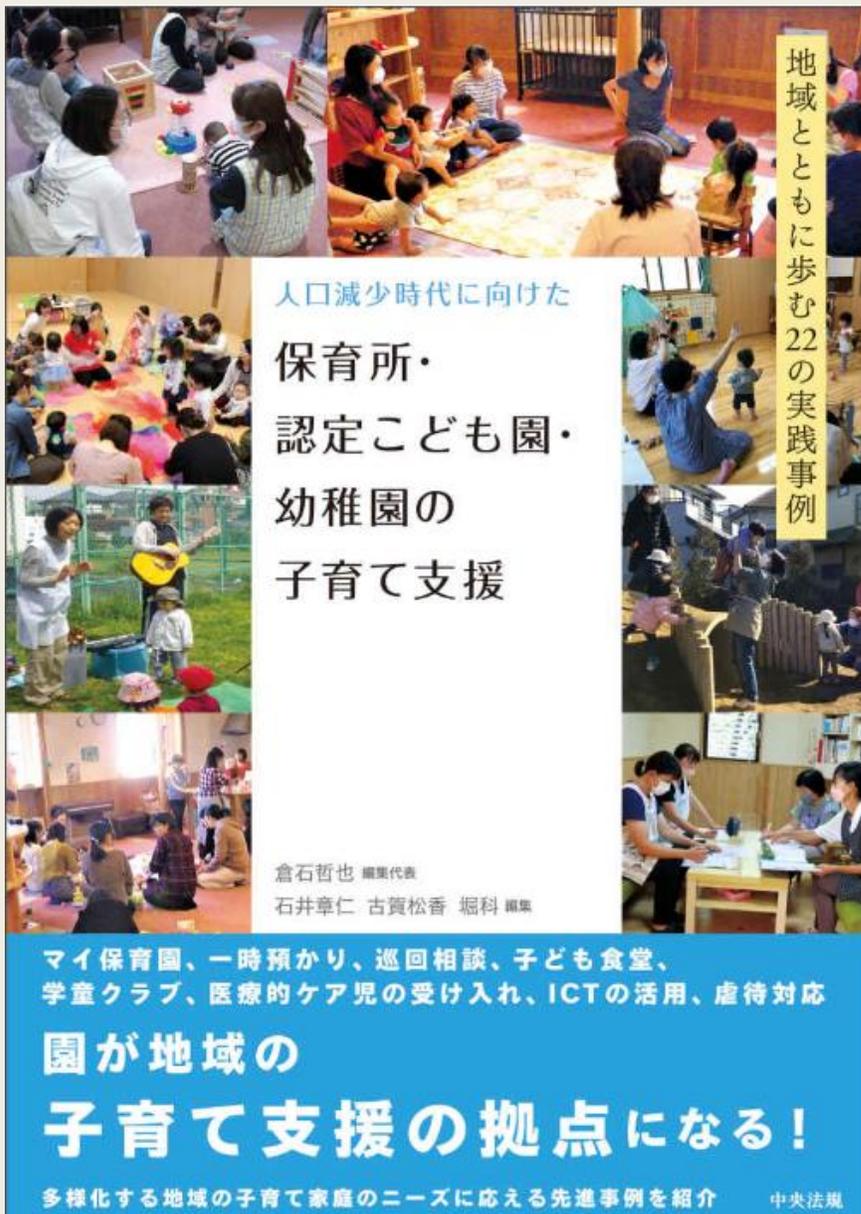
- 自分は、どのような思いや願いをもって子どもに関わっているか
- 自分の関わり方や保育中の状況は、子どもにとってどのように感じられているか

多面的な理解

- 他の保育士等や保護者から聞く子どもの様子や子どもの話したことなどからは、子どものどのような一面がうかがわれるか
- 異なる場面での姿を比べてみることによって、子どもの特徴や育ち、思いなどについて、どのようなことが見えてくるか

■ ご清聴いただきありがとうございます。

参考図書の紹介



第4章 子育て家庭へのさまざまな取り組み

② 要支援家族へのかかわり

CASE 3

愛着障害の子どもを「ケアワーク・保育」で支える

社会福祉法人 勝山園 勝山保育園 (山口県下関市)

CASE 4

要支援家庭を園同士の連携で支える

幼保連携型認定こども園 聖愛園・あすなる (大阪府大阪市)

CASE 5

巡回保育相談を通して障害をもつ子どもの育ちを支える

さいたま市巡回保育相談事業 (埼玉県さいたま市)

第5章 子育て家庭へのさまざまな取り組み

③ 多様なニーズに応えるI

CASE 6

子どもをまん中に置いた子育て家庭への支援 ——「マイ保育園制度」と「親子登園」

はくさんひかり園 (石川県白山市)

CASE 7

広がり・深まる 保護者が気軽に相談できる場所づくり

マイ保育園ひろば (東京都江東区)

CASE 8

子どもたちの自己肯定と成長を願う子育て支援

認定こども園 母の会 (埼玉県さいたま市)